

～第 1 章～
＜計画策定にあたって＞

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成17年12月に次世代育成支援対策推進法に基づく、「豊後大野市キラキラこどもプラン（次世代育成支援地域行動計画）」を策定し、子どもの利益が最大限尊重され、子どもの成長を通じて親や地域のみんながともに成長することを目指し、子どもの成長、子育てへの支援に関する様々な施策に取り組んできました。

国においては、次世代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。

しかし、少子化は依然として進行しており、急速な少子高齢化の進行は、就労人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会経済への深刻な影響が懸念されています。また、全国的に核家族化や地域とのつながりの希薄化など社会環境が変化するなか、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感を多くの子育て家庭が感じていること、待機児童の課題などが生じています。そのような課題に対応するため、すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度より施行され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとされています。

このような状況を受け、本市においても、次世代を担う子どもの健やかな成長のために、子どもの育ちと子育てを、地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要です。「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進するために、「第2次 豊後大野市キラキラこどもプラン（子ども・子育て支援事業計画）」を策定します。



豊後大野市イベントキャラクター「ヘプタゴン」

2 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、本市で策定した関係する各分野の計画と整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との整合性を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

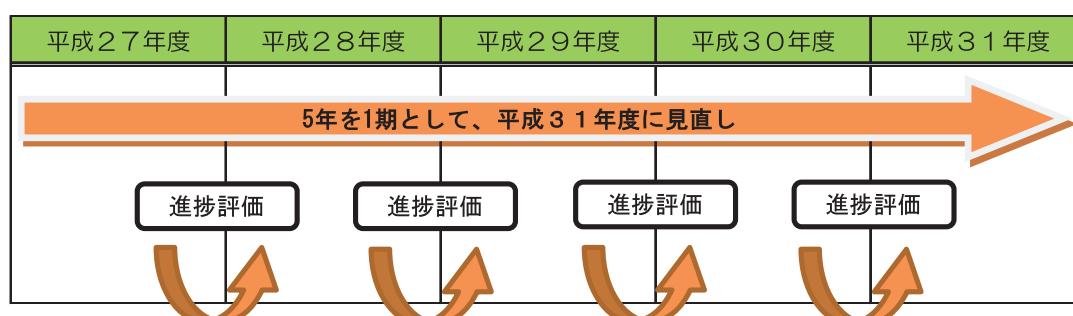
【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況などに対応していくため、必要に応じて見直しを行うものとします。



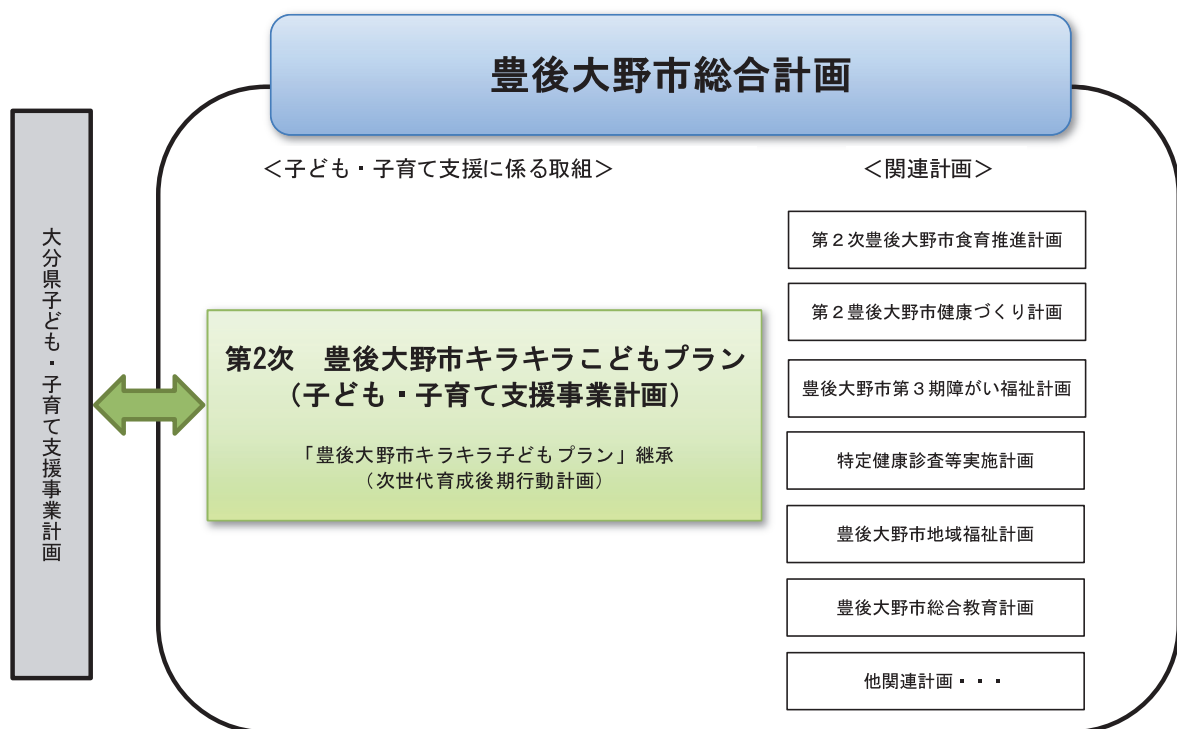
4 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけられます。

国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的・計画的に取り組めます。

本計画の策定にあたっては、「豊後大野市キラキラ子どもプラン（次世代育成支援地域行動計画）」や関連する分野別計画との整合性を図ります。

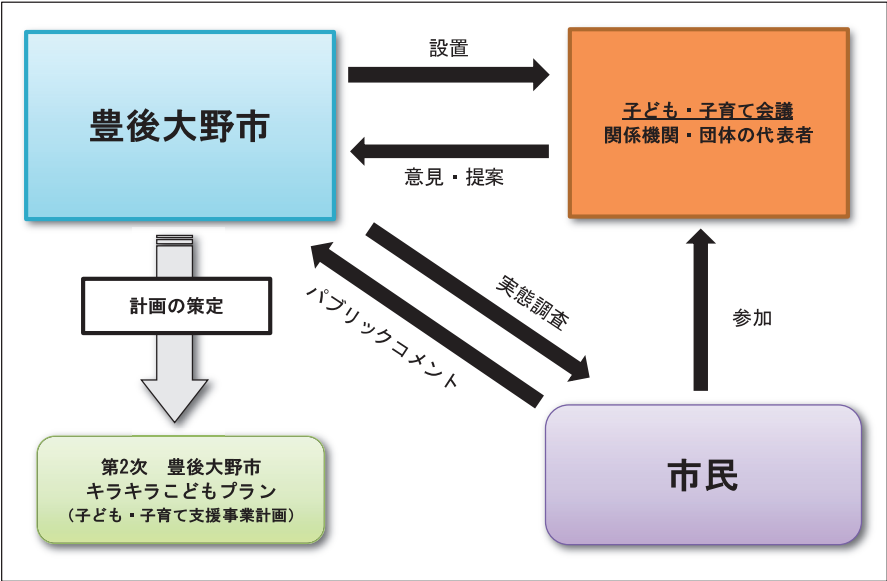
また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により義務策定から任意策定に変更されていますが、本市においては、「次世代育成支援後期行動計画」の考えや取組を踏襲した、「子ども・子育て支援策」を、総合的に推進していく計画と位置づけます。



5 策定の体制・方法

(1) 策定の体制

本計画を策定するにあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と子どもの保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の声が十分に反映されることを目的とした「豊後大野市子ども・子育て会議」を市民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者などで構成しました。そのなかで、計画に関する意見、子育て支援に関する考え方などの集約を図りながら策定しました。



(2) 「子ども・子育て支援事業計画策定のために実態調査」の実施

本計画の策定にあたっては、平成 25 年 12 月に、市民の子育て意識や実態を把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者への実態調査を実施しました。

対象	就学前児童保護者	小学生児童保護者
対象年齢	0～5歳	小学1年～6年生
調査期間	平成25年12月6日～20日	
調査方法	郵送及び施設を通じての配布・回収	
調査件数	1,144件	1,226件
回収部数	758件	902件
回収率	66.2%	73.5%

6 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 新制度のポイント

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、そして地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進する制度が、「子ども・子育て支援新制度」です。保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けられます。新制度では、子育て支援の場が用意されていて、施設に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加することができます。

新制度のポイントは・・・

◆認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

◆認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）の創設

◆小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設

◆地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

◆基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

◆社会全体による費用負担

消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

◆子ども・子育て会議の設置

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

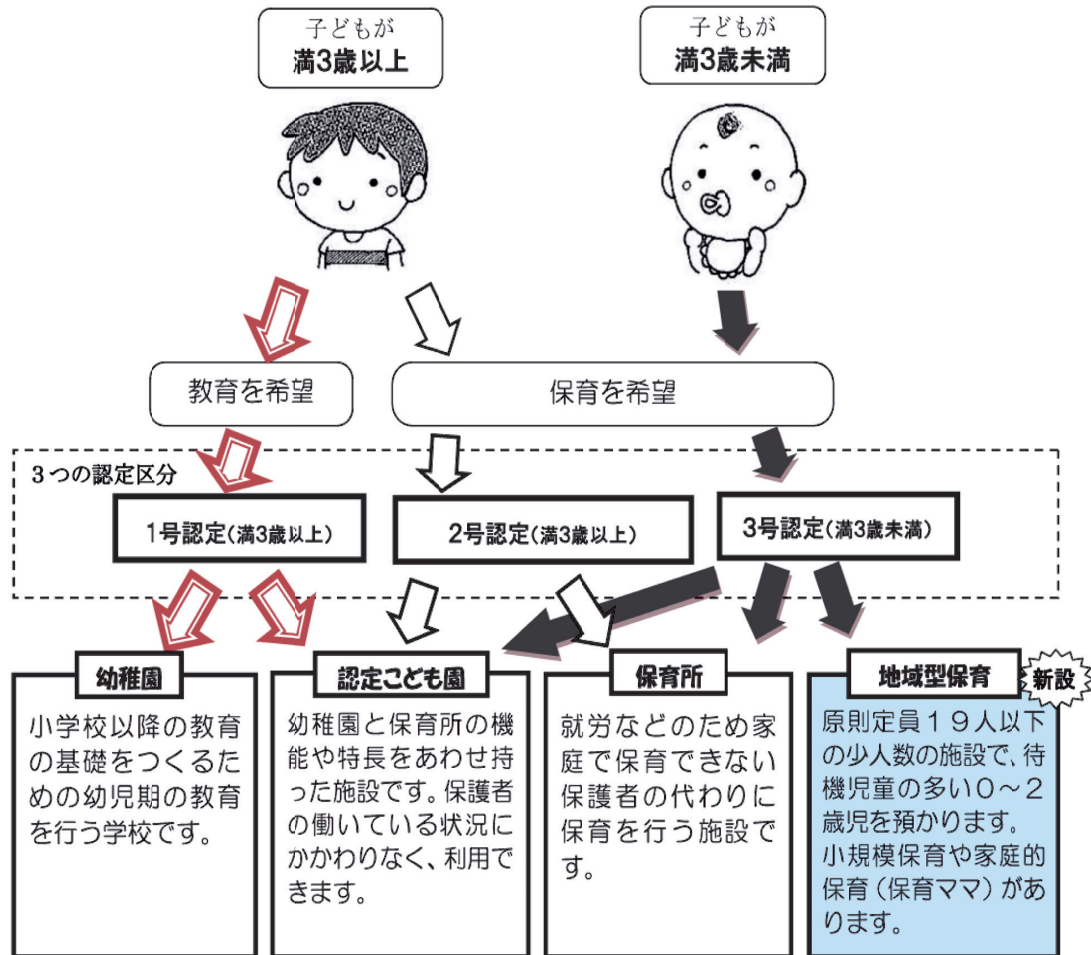
【新制度の詳しい内容について】

「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページ
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

(2) 新制度の利用の流れ

新制度では、「3つの認定区分」に応じて、施設（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための「認定」を受けていただく必要があります。

※新制度に移行しない施設については、「認定」は必要ありません。



支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	認定こども園、幼稚園(※)
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業等

※幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園とがあり、今後、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

